

改修工事対象住宅 } の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書
 特定住宅性能向上改修住宅の用に供する土地

令和 年 月 日		
大阪府 府税事務所長 様	住所 氏名 <small>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</small> 個人番号 <small>(法人にあつては、法人番号)</small> 電話番号	
附則第7条第1項 大阪府税条例 附則第7条第2項において読み替えて準用する同条例第42条の15の規定に 附則第7条第3項において読み替えて準用する同条例第42条の15 により、次のとおり不動産取得税の減額還付 を申請します。		
土地	所在地番地積	m ²
	取得年月日	平成・令和 年 月 日
	取得原因	
	取得年月日	平成・令和 年 月 日
	新築年月日	昭和・平成 年 月 日
改修工事対象住宅	所在地番地積	m ²
	取得年月日	平成・令和 年 月 日
	新築年月日	昭和・平成 年 月 日
	増改築等工事証明書に記載された工事完了年月日	平成・令和 年 月 日
	種類・構造	
改修性能向上住宅	種類・構造	
	床面積	m ²
	耐震基準の適合	1 適合する 2 適合しない
	特定住宅性能向上改修住宅	1 該当する 2 該当しない
(個人) 譲渡先	住所	
	氏名	
	譲渡年月日	平成・令和 年 月 日
	住宅(特定住宅)性能向上改修住宅に係る譲渡額	円
	居住の用に供した年月日	平成・令和 年 月 日
納付した税額	円	
納付年月日	平成・令和 年 月 日	
減額又は還付を 受けるべき額	円	
備考	(裏面の注意書きをお読みください。)	

裏面あり

番号確認	
身元確認	
代理権確認	

注意：この申請書には、次に掲げる書類を添えてください。

○改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請の場合

- 1 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることを証する書類
- 2 申請者が改修工事対象住宅を取得した日を証する書類(売買契約書、領収書など)
- 3 地方税法附則第11条の4第2項に規定する住宅性能向上改修工事を行ったことを証する書類(増改築等工事証明書(※1))
- 4 家屋の登記事項証明書(※2)
- 5 申請者が住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡したこと及び譲渡額を証する書類(売買契約書など)
- 6 住宅性能向上改修住宅を譲渡された個人が当該住宅を自己の居住の用に供したことを証する書類(住民票の写しなど)
- 7 申請者が取得した改修工事対象住宅が、昭和56年12月31日以前に新築されたものである場合は、当該住宅に係る地方税法施行規則第7条の6に規定する書類(耐震基準適合証明書(※3)、建設住宅性能評価書(写し)(※4)又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類(※5))

○特定住宅性能向上改修住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請の場合

上記に加えて以下に掲げる書類を添えてください。

- 8 申請者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地を当該改修工事対象住宅と共に取得した日を証する書類(売買契約書、領収書など)
- 9 申請者が個人に譲渡した住宅が地方税法附則第11条の4第4項に規定する特定住宅性能向上改修住宅であることを証する書類
- 10 申請者が特定住宅性能向上改修住宅を個人に譲渡したこと及び譲渡額を証する書類(売買契約書など)
- 11 申請者が特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に譲渡したことを証する書類(売買契約書など)
- 12 特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を譲渡された個人が当該住宅を自己の居住の用に供したことを証する書類(住民票の写しなど)

(※1) 増改築等工事証明書(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用)又は増改築等工事証明書(住宅ローン減税・買取再販用(I 所得税額の特別控除中、4. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して特定の増改築等がされた住宅用家屋を取得した場合(買取再販住宅の取得に係る住宅借入金等特別税額控除)に記載のあるものに限ります。))

(※2) 3の住宅性能向上改修工事により床面積の増減があった場合は、その内容が反映された家屋の登記事項証明書など

(※3) 申請者が当該住宅を個人に譲渡した日前2年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限る。

(※4) 申請者が当該住宅を個人に譲渡した日前2年以内に評価されたもので、一定のものに限る。

(※5) 申請者が当該住宅を個人に譲渡した日前2年以内に締結されたもので、一定のものに限る。

(注) 6の書類に関して、特定住宅性能向上改修住宅の用に供する土地のみに係る減額・還付申請をする場合、添付は不要です。

(R5.4)